

## 第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開とした部分のうち、別表中公文書3の(2)から(4)まで、(6)から(18)まで及び(20)、公文書4の(1)から(4)まで並びに公文書6の(2)（〇〇株式会社印の印影に限る。）及び(4)に掲げるものについては公開すべきであり、その他の部分を非公開とした判断は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和3年6月11日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. R2年度、〇〇土地改良区の総代会及び会計報告書等全部 2. 〇〇海岸に伴う草刈りに関する業務発注に関する書類（R2年～R3年度）予算書含む 3. 国営附帯工事456億から500億円に工事変更した国県市改良区と協議した関係書類全部。地元負担金の分かる書類・要望書含む。R3. 6月2日付けの知事に陳情した書類含む 農林水産〇〇、生産基盤課、農山漁村振興課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和3年8月6日、実施機関は、本件請求に対して、「1. R2年度、〇〇土地改良区の総代会及び会計報告書等全部 2. 〇〇海岸に伴う草刈りに関する業務発注に関する書類（R2年～R3年度）予算書含む」のうち農林水産部〇〇に係るものを、別表に掲げる公文書（以下、「本件公文書」という。）と特定し、本件公文書に記録された情報のうち条例第8条各号に該当する情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を、「3. 国営附帯工事456億から500億円に工事変更した国県市改良区と協議した関係書類全部。地元負担金の分かる書類・要望書含む。R3. 6月2日付けの知事に陳情した書類含む」のうち農林水産部〇〇において保有する公文書は不存在であるとして公文書公開請求拒否決定処分（本件審査請求外）を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和3年8月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和3年10月12日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）

を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した。

#### 2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類を隠した。県の枉法行為を確認したので、多面的事業の資料が報告した資料がないので出せ！

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている書類のうち農林水産部〇〇に係るものを「令和3年6月7日付け〇〇第10号 決議事項報告書、令和2年10月29日付け委託業務検査復命書及び令和2年11月11日付け支出命令書」と特定し、条例第8条各号に該当する非公開情報を非公開とした上で、本件処分を行った。

本件書類の、〇〇土地改良区事務局長、事務員の氏名、通常総代会議長、議事録記名人、総括監事及び監事の印影等は、特定の個人が識別できる情報であることが明らかであり、公開することで個人に不利益をもたらすことが明白であるため、個人の権利利益を保護する観点から1号により非公開とした。

また、〇〇土地改良区理事長の印影、会議の状況及び議案書の一般会計収支決算書の項、目（本年度決算額、本年度予算額、比較増減）等は法人に関する情報であり、公にすることで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため、法人の権利利益を保護する観点から、2号により非公開とした。

さらに、「R2〇〇 〇〇海岸〇〇地区海岸草刈り業務」の予定価格については、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、4号により非公開とした。

審査請求人は審査請求の理由として「県は、本来あるべき書類を隠した。県の枉法行為を確認したので、多面的事業の資料が報告した資料がないので出せ！」と主張しているが、農林水産部〇〇は今回の決定において非公開情報を除き全て公開している。

以上により、本件請求を部分公開決定としたものである。

### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日 | 内 容 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 令和3年10月12日               | 諮問 |
| 令和7年 7月29日<br>第3部会（第22回） | 審議 |
| 同 年 8月27日<br>第3部会（第23回）  | 審議 |

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る対象公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を第2の2のとおり特定し、非公開情報を除いた部分を公開する本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、「あるべき書類」が存在する旨主張しており、実施機関が特定した公文書に不足があるとして、公文書の特定について争っていると解されるが、審査請求人が審査請求書において公開を主張する文書は、本件請求において公開を求めた文書とは異なる文書であり、実施機関は公文書公開請求書の記載に基づき公文書を特定すべきであるから、実施機関が特定した公文書には特段の不足はない。

したがって、実施機関の公文書の特定について不合理な点はないため、公文書1から公文書6までのうち実施機関が非公開とした部分について、当該非公開とした部分が条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当するかどうかを、以下検討することとする。

### 2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

#### (1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、個人の権利利益を保護する観点から、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別するこ

とはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として定めたものである。

(2) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

同号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要がある。例えば、経営方針、財務管理、労務管理など事業者の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を自ら選択する利益を有する情報（以下「内部管理情報」という。）については、これを当該事業者の意思にかかわらず公開することは、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあると考えられる。

(3) 条例第8条第4号について

条例第8条第4号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開とすることができる旨を規定している。

上記の「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、また、「当該事務又は事業」には同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。事務又は事業において適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無については、当該事務又は事業の性質に照らして客観的に判断することが必要であり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(4) 土地改良区における判断について

土地改良区関係の公文書に記録された非公開情報については、審査会の前身である徳島県情報公開審査会が行った答申（平成27年2月27日付け答申第139号。以下「平成27年答申」という。）の中で、条例第8条各号に掲げる非公開情報該当性の判断が行われており、本件事案においては、(1)から(3)までのほか、平

成 27 年答申を参考として、別紙に掲げる非公開部分の非公開情報該当性を判断することとする。

(5) 土地改良法改正後の判断について

土地改良法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 43 号）により土地改良法の一部が改正され、土地改良区の決算関係書類については、平成 30 事業年度のものから公表が義務付けられている。これは、土地改良区は、法律により高い公共性を付与された団体であり、税制上の特別の地位も認められていることから、土地改良区の会計について透明性の向上を図り、社会的な説明責任を果たしていく必要があることによるものである。

上記法改正後は、土地改良区においては、会計年度終了後に出納整理を行い、決算関係書類を作成し、監事による監査を受け、理事会及び総代会の承認を経て、会計年度の翌々年度から決算関係書類を公表することとなる。

したがって、土地改良区の決算関係書類に記録された情報のうち、本件請求時において、すでに公表されているものについては、これを公開しても当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがないといえるから、当該公表されている情報は、条例第 8 条第 2 号には該当しない。

**3 実施機関が非公開とした部分の非公開情報該当性について**

(1) 条例第 8 条第 1 号の該当性について

ア 公文書 2 の(1)、公文書 3 の(1)及び公文書 6 の(3)（ご加入者氏名（被保険者）及び年齢層に限る。）について

個人の氏名、年齢についての情報である。これは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することで特定の個人を識別できるものであるため、条例第 8 条第 1 号に該当する。

イ 公文書 2 の(3)、公文書 3 の(5)、(19)及び(21)、公文書 4 の(5)並びに公文書 6 の(3)（加入申込人の印の印影に限る。）及び(5)について

個人の印の印影である。これは、その表示により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第 8 条第 1 号に該当する。

(2) 条例第 8 条第 2 号の該当性について

ア 公文書 1 の(1)、公文書 2 の(4) 及び公文書 6 の(2)（取締役社長印の印影に限る。）について

法人の代表者印の印影である。これを公にすると、印章を偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、当該法人の財産等を侵害するおそれがあると認められるため、条例第 8 条第 2 号に該当する。

イ 公文書 6 の(2)（〇〇株式会社印の印影に限る。）及び(4)について

四角い形のものが多くことから、一般に角印と呼ばれる、法人の印鑑（以下「社

印」という。)の印影である。

一般に、法人の重要な取引においては、代表者の登録印（代表者が法務局に届け出た印鑑で、代表者の職名が彫られ、法務局から印鑑証明書の発行を受けることができる、いわゆる法人の実印であり、丸い形のものが一般的であるため一般に丸印と呼ばれる印鑑をいう。以下同じ。）が用いられ、印鑑証明書が添付されることで、法人を代表する権限を有する者が法律行為を行うことを証明している。

これに対し、社印は、法人の重要な取引では代表者の登録印と組み合わせて用いられるほか、重要でない取引において代表者の登録印以外の印と組み合わせて使用されることが多い。このような社印の使用の実態からすると、社印の印影を公にしても、印章を偽造される可能性は低く、法人の正当な利益を害するおそれがあるとは言えないから、条例第8条第2号には該当しない。

ウ 公文書2の(2)及び公文書3の(2)について

当該情報は、本件土地改良区の財務内容、組織管理、事業運営等に関する情報である。これらの情報は、当該土地改良区の内部管理情報であり、その意思に関わりなく公にすることにより、当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため、条例第8条第2号に該当する。

ただし、公文書3の(2)については、本件請求時においては、本件土地改良区により決算関係書類としてすでに公表されている内容に含まれているから、条例第8条第2号には該当しない。

エ 公文書3の(3)、(35)及び(36)並びに公文書4の(1)及び(4)について

本件土地改良区の借入及び預入に関する情報である。これらの情報は、当該土地改良区の財務の管理に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

ただし、公文書3の(3)並びに公文書4の(1)及び(4)については、本件請求時においては、本件土地改良区により決算関係書類としてすでに公表されている内容に含まれているから、条例第8条第2号には該当しない。

オ 公文書3の(4)及び公文書4の(2)について

本件土地改良区が組合員から徴収する賦課金に関する情報である。これは、当該土地改良区が保有する債権の処理状況を示した、財務の管理に関する内部管理情報であり、これを当該土地改良区の意思にかかわらず公にすることは、当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあるものである。

ただし、本件請求時においては、本件土地改良区により決算関係書類としてすでに公表されている内容に含まれているから、条例第8条第2号には該当しない。

カ 公文書3の(6)から(18)まで及び(23)から(34)まで並びに公文書4の(3)及び(6)について

本件土地改良区の予算及び決算に関する収支内訳を示す情報であり、大きい方から款、項及び目として類型化されている予算書及び決算書の科目名のうち、項及び目に対応する部分である。

平成27年答申は、款に対応する情報は公開すべきであり、その他の情報については、公にすることにより土地改良区の事業運営に係る重点事項等が分析され、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれが認められるため、条例第8条第2号に該当し、非公開が妥当としている。

そうすると、カの情報は、公にすることにより本件土地改良区の事業運営に係る重点事項等が分析され、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

ただし、公文書3の(6)から(18)まで及び公文書4の(3)については、本件請求時においては、本件土地改良区により決算関係書類としてすでに公表されている内容に含まれているから、条例第8条第2号には該当しない。

キ 公文書3の(20)について

当該土地改良区が所有する財産に関する情報である。

平成27年答申は、大科目、中科目及び小科目に類型化されている土地改良区の財産目録中の科目名のうち、大科目に対応する科目名及び科目ごとの金額については公開すべき情報であるが、中科目及び小科目に対応するものについては基本的に内部管理情報に該当するとしている。

キの情報は、小科目に該当する情報であり、当該情報は、公にすることにより本件土地改良区の事業運営に係る重点事項等が分析され、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあるものである。

ただし、本件請求時においては、本件土地改良区により決算関係書類としてすでに公表されている内容に含まれているから、条例第8条第2号には該当しない。

ク 公文書3の(22)について

本件土地改良区が実施する事業の事業費内訳である。これらの情報は、土地改良区の内部管理情報であり、公にすることにより当該土地改良区の事業運営に係る重点事項等が分析され、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

ケ 公文書5の(1)について

本件土地改良区の口座情報である。これは、当該土地改良区の財務の管理に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該土地改良区の自律性の不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

コ 公文書6の(1)、(6)及び(9)について

見積書の見積価格及び費用の内訳並びに実績報告書の費用の内訳である。これらは、事業者の事業情報であり、他の事業者に知られることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるた

め、当該情報は条例第 8 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 8 条第 4 号の該当性について

公文書 6 の(7)及び(8)は、県が契約する業者を選定する際の予定価格及びその算出根拠である。

これらの情報を公にすると、県が将来行う同種の見積りにおいて予定価格が類推され、見積業者が見積金額を予定価格に近い金額まで引き上げることが可能となり、県にとって有利な価格での調達が困難となるおそれがあるものと認められる。

したがって、予定価格及びその算出根拠を公にすることにより、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることから、当該情報は条例第 8 条第 4 号に該当する。

(4) 小括

したがって、本件処分において実施機関が非公開とした部分のうち公文書 3 の(2)から(4)まで、(6)から(18)まで及び(20)、公文書 4 の(1)から(4)まで並びに公文書 6 の(2)（〇〇株式会社印の印影に限る。）及び(4)に掲げるものについては、公にしても法人の正当な利益を害するおそれがあるとは言えないから、条例の非公開情報に該当しないが、その他の部分については条例の非公開情報に該当する。

**3 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

**4 結論**

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

| 氏 名    | 職 業 等        | 備 考 |
|--------|--------------|-----|
| 岩田 晴美  | 四国大学生生活科学部教授 |     |
| 遠藤 理恵子 | 弁護士          | 部会長 |
| 田中 里佳  | 公認会計士、税理士    |     |
| 橋本 正成  | 弁護士          |     |

別表

| 公文書の件名                                      | 非公開部分                                                 |     | 条例第8条の該当する号 |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----|-------------|
| 公文書1<br><br>令和3年6月7日付け<br>〇〇第10号決議事項<br>報告書 | 土地改良区理事長印の印影                                          | (1) | 第2号         |
| 公文書2<br><br>令和3年通常総代会議<br>事録                | 「出席者 事務局」の事務局長、事務員の氏名                                 | (1) | 第1号         |
|                                             | 会議の状況、承認及び決議事項                                        | (2) | 第2号         |
|                                             | 議長、議事録記名人の印の印影                                        | (3) | 第1号         |
|                                             | 土地改良区理事長印の印影                                          | (4) | 第2号         |
| 公文書3<br><br>通常総代会議案書（案<br>）                 | 「目次」の事務局長の氏名                                          | (1) | 第1号         |
|                                             | 第1号議案の「第2. 事業の状況 1. 工事の施工」の<br>数量から事業費内訳までの欄（総合計欄を除く） | (2) | 第2号         |
|                                             | 第1号議案の「第4. 経理の状況 1. 農林公庫資金」<br>の借入元金から未償還元金までの欄       | (3) | 第2号         |
|                                             | 第1号議案の「第4. 経理の状況 3. 賦課金等の徴収<br>成績」の賦課額から未収額までの欄       | (4) | 第2号         |
|                                             | 「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影                                 | (5) | 第1号         |
|                                             | 第2号議案の「平成31・令和元年度一般会計収支決算<br>書」の項及び目の本年度決算額から比較増減までの欄 | (6) | 第2号         |

|                                                       |      |     |
|-------------------------------------------------------|------|-----|
| 第2号議案の「令和元年度特別会計小水力発電事業収支決算書」の項及び目の本年度決算額から比較増減までの欄   | (7)  | 第2号 |
| 第2号議案の「平成31年・令和元年度積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から比較増減までの欄   | (8)  | 第2号 |
| 第2号議案の「平成31年・令和元年度特別事業積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から付記までの欄 | (9)  | 第2号 |
| 第2号議案の「平成31年・令和元年度〇〇用水費収支決算書」の項及び目の本年度決算額から比較増減までの欄   | (10) | 第2号 |
| 第2号議案の「平成31年・令和元年度〇〇用水費収支決算書」の項及び目の本年度決算額から比較増減までの欄   | (11) | 第2号 |
| 第2号議案の「平成31年・令和元年度〇〇用水費収支決算書」の項及び目の本年度決算額から比較増減までの欄   | (12) | 第2号 |
| 第2号議案の「平成31年・令和元年度〇〇用水費収支決算書」の項及び目の本年度決算額から比較増減までの欄   | (13) | 第2号 |
| 第2号議案の「平成31年・令和元年度〇〇用水費収支決算書」の項及び目の本年度決算額から比較増減までの欄   | (14) | 第2号 |
| 第2号議案の「平成31年・令和元年度〇〇用水費収支決算書」の項及び目の本年度決算額から比較増減までの欄   | (15) | 第2号 |
| 第2号議案の「平成31年・令和元年度〇〇用水費収支決算書」の項及び目の本年度決算額から比較増減までの欄   | (16) | 第2号 |
| 第2号議案の「平成31年・令和元年度〇〇用水費収支決算書」の項及び目の本年度決算額から比較増減までの欄   | (17) | 第2号 |
| 第2号議案の「平成31年・令和元年度〇〇用水費収支決算書」の項及び目の本年度決算額から比較増減までの欄   | (18) | 第2号 |
| 「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影                                 | (19) | 第1号 |
| 第2号議案の「財産目録」の小科目の内容及び金額                               | (20) | 第2号 |
| 「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影                                 | (21) | 第1号 |

|                                    |                                                                    |      |     |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------|-----|
|                                    | 第4号議案の「令和3年度事業計画（案）決議の件」の<br>予定事業費                                 | (22) | 第2号 |
|                                    | 第5号議案の「令和3年度一般会計収支予算書（案）」の<br>項及び目の本年度予算額から比較増減までの欄                | (23) | 第2号 |
|                                    | 第6号議案の「令和3年度積立金会計収支予算書（案）」の<br>項及び目の本年度予算額から比較増減までの欄               | (24) | 第2号 |
|                                    | 第7号議案の「令和3年度特別事業積立金会計収支予算書（案）」の<br>項及び目の本年度予算額から比較増減までの欄           | (25) | 第2号 |
|                                    | 第8号議案の「令和3年度〇〇用水費収支予算書（案）」の<br>項及び目の本年度予算額から比較増減までの欄               | (26) | 第2号 |
|                                    | 第8号議案の「令和3年度〇〇用水費収支予算書（案）」の<br>項及び目の本年度予算額から比較増減までの欄               | (27) | 第2号 |
|                                    | 第8号議案の「令和3年度〇〇用水費収支予算書（案）」の<br>項及び目の本年度予算額から比較増減までの欄               | (28) | 第2号 |
|                                    | 第8号議案の「令和3年度〇〇用水費収支予算書（案）」の<br>項及び目の本年度予算額から比較増減までの欄               | (29) | 第2号 |
|                                    | 第8号議案の「令和3年度〇〇用水費収支予算書（案）」の<br>項及び目の本年度予算額から比較増減までの欄               | (30) | 第2号 |
|                                    | 第8号議案の「令和3年度〇〇用水費収支予算書（案）」の<br>項及び目の本年度予算額から比較増減までの欄               | (31) | 第2号 |
|                                    | 第8号議案の「令和3年度〇〇用水費収支予算書（案）」の<br>項及び目の本年度予算額から比較増減までの欄               | (32) | 第2号 |
|                                    | 第8号議案の「令和3年度〇〇用水費収支予算書（案）」の<br>項及び目の本年度予算額から比較増減までの欄               | (33) | 第2号 |
|                                    | 第8号議案の「令和3年度〇〇用水費収支予算書（案）」の<br>項及び目の本年度予算額から比較増減までの欄               | (34) | 第2号 |
|                                    | 第11号議案の「令和3年度一時借入（案）決議の件」の<br>「1. 借入先」から「6. 償還財源」までの欄              | (35) | 第2号 |
|                                    | 第12号議案の「令和3年度現金預入先（案）決議の件」の<br>預入先                                 | (36) | 第2号 |
| 公文書4<br><br>令和3年通常総代会議<br>案書 別冊（案） | 第14号議案の「第3. 経理の状況 1. 農林公庫資金」の<br>借入利息から償還期限までの欄                    | (1)  | 第2号 |
|                                    | 第14号議案の「第3. 経理の状況 2. 特別賦課金等の<br>徴収成績」の賦課額から未収額までの欄                 | (2)  | 第2号 |
|                                    | 第15号議案の「令和元年度国営附帯県営農地防災事業<br>積立金会計収支決算書」の項及び目の本年度決算額から<br>比較増減までの欄 | (3)  | 第2号 |

|                                       |                                                              |     |     |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----|-----|
|                                       | 第16号議案「令和元年度国営附帯県営農地防災事業財産目録承認の件」の流動資産及び負債の年度別の借入額及び償還期限     | (4) | 第2号 |
|                                       | 「監査意見書」の総括監事及び監事の印の印影                                        | (5) | 第1号 |
|                                       | 第17号議案「令和3年度国営附帯県営農地防災事業積立金会計収支予算書(案)」の項及び目の本年度予算額から比較増減までの欄 | (6) | 第2号 |
| 公文書5<br><br>令和2年11月11日<br>付け支出命令書     | 口座情報                                                         | (1) | 第2号 |
| 公文書6<br><br>令和2年10月29日<br>付け委託業務検査復命書 | R2〇〇 〇〇海岸〇〇地区海岸 草刈り業務 実績報告書の「草刈り工」から「諸経費」までの単価及び金額           | (1) | 第2号 |
|                                       | 保険証券の〇〇株式会社印の印影、取締役社長印の印影                                    | (2) | 第2号 |
|                                       | ボランティア活動保険加入証の加入申込人の印の印影、ご加入者氏名(被保険者)及び年齢層                   | (3) | 第1号 |
|                                       | ボランティア活動保険加入証の社会福祉法人〇〇印の印影                                   | (4) | 第2号 |
|                                       | 委託契約書、免税事業者届出書、令和2年8月24日付け見積書の〇〇壁画再創造プロジェクト実行委員会委員長の印の印影     | (5) | 第1号 |
|                                       | R2〇〇 〇〇海岸〇〇地区海岸 草刈り業務 見積書の「草刈り工」から「諸経費」までの単価及び金額             | (6) | 第2号 |
|                                       | 「R2〇〇 〇〇海岸〇〇地区海岸 草刈り業務」に係る見積依頼についての「8 予定価格」の金額               | (7) | 第4号 |
|                                       | 令和2年8月17日付け立案文書「〇〇海岸〇〇地区海岸における樹木、雑草等の除去・草刈りについて」の「6 予定価格」の金額 | (8) | 第4号 |
|                                       | R2〇〇 〇〇海岸〇〇地区海岸 草刈り業務 概算費用の「草刈り工」から「合計」までの単価及び金額             | (9) | 第2号 |